

総 務 部 長

監査事務局長

令和3年度旭川市内部統制評価報告書（試行版）の審査意見について

令和3年12月24日付け旭人第477号により審査に付された令和3年度旭川市内部統制評価報告書（試行版）について審査したので、次のとおり意見を提出します。

1 審査の対象

令和3年度旭川市内部統制評価報告書（試行版）

2 審査の着眼点

監査事務局長による令和3年度旭川市内部統制評価報告書（試行版）の審査は、旭川市長が作成した内部統制評価報告書（試行版）について、旭川市長による評価が評価手続に沿って適切に実施されたか、内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われているかといった観点から検討を行い審査するものである。

3 審査の実施内容

令和3年度旭川市内部統制評価報告書（試行版）について、旭川市長及び内部統制評価部局から報告を受け、「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン（平成31年3月総務省。以下「ガイドライン」という。）」の「V 監査委員による内部統制評価報告書の審査」に基づき、必要に応じて関係部局に説明を求めた上で、審査を行った。また、その他の監査等において得られた知見を利用した。

4 審査の結果

令和3年度旭川市内部統制評価報告書（試行版）について、上記のとおり審査した限りにおいて、評価手続の一部に不適切な事項があり、評価手続に係る記載は一部相当でないが、当該事項を除いた範囲においては、評価結果に係る記載は相当であると考えられる。

（指摘事項）

一部の部局のリスク評価シートについて、対応策が抽象的であり具体性に欠けるものや、評価理由又は改善事項の記載が不十分であり詳細が不明瞭なものがあった。

把握すべき内部統制の不備はリスク評価シートにより漏れなく把握される必要があることから、評価手続の実施に当たり、リスク評価シートの精度について留意すべきである。

5 試行実施に関する所見

令和3年度旭川市内部統制評価報告書（試行版）の審査の結果は前述のとおりであるが、令和4年度の地方自治法に基づく内部統制制度の導入に向けて、全庁的な内部統制体制の整備及び事務の適正な執行の確保のため、次のとおり所見を述べる。

(1) 各課における対応リスクの選定において、過去の定期監査において指摘事項があるにもかかわらず、指摘事項に関連するリスクを選定していない事例が見受けられたが、誤りの再発防止による行政への信頼性確保の観点からも、リスクの評価に当たっては、指摘事項に関連するリスクを積極的に選定するよう検討されたい。

(2) リスク評価シートの評価理由欄について、発生した不備の内容は記載しているものの、不備が生じた原因を記載していないことから、自己評価においては原因を分析し、評価理由欄に記載することを検討されたい。

さらに、不備が生じた原因を踏まえて効果的な再発防止策を講じるとともに、課内ミーティングや職場研修で周知を図るなど、組織全体で誤りを生じさせない仕組みづくりに取り組まされたい。

(3) 試行実施のため、全庁的な内部統制については、ガイドラインに定める6つの基本的要素のうち一部に限定して評価を実施している。

また、業務レベルの内部統制についても、評価対象期間が令和3年5月から9月までと限られているため、期間内に対象事務を実施していないリスクは対応リスクとして選定されず、対応策も期間内に実施できるものに限られるなど各課の取組も限定的であるとともに、評価部局の独立的評価も、各課へのヒアリングは行わずにリスク評価シートの記載内容のみに基づいて実施している。

内部統制評価報告書（試行版）の評価結果では、全庁的な内部統制、業務レベルの内部統制ともに評価対象期間内において有効に運用されていると判断されているが、前述のとおり内部統制の取組が限定的であることに留意する必要がある。

(4) 令和4年度の内部統制制度導入に向けては、今回の試行実施で発見した課題等を踏まえ、中長期的な視点に立って入念な制度設計を行うとともに、制度導入後においては、市長のリーダーシップの下、各課長を中心として全職員が共通の認識を持ちながら適切な制度運用を図るよう望むものである。

6 備考

審査においては、試行実施に伴う時間的制約により、関係部局への質問は総務部を抽出して行った。

令和3年度旭川市内部統制評価報告書（試行版）の項目別審査状況

1 評価手続に係る審査

(1) 全庁的な内部統制の評価手続

審査内容：内部統制評価部局の評価作業が、各評価項目に対応して実施されているか。

審査手法：内部統制の記録の閲覧、内部統制評価部局への質問

審査結果：試行実施のため、ガイドラインに定める6つの基本要素（①統制環境、②リスクの評価と対応、③統制活動、④情報と伝達、⑤モニタリング、⑥ICTへの対応）のうち、②リスクの評価と対応の一部及び⑤モニタリングに限定して評価を実施しているが、その評価の範囲内で審査した限りにおいて、評価手続は適切であると認められた。

(2) 業務レベルの内部統制の評価手続

審査内容：把握すべき内部統制の不備がリスク評価シートにより漏れなく把握されるか。

審査手法：リスク評価シートの閲覧、内部統制評価部局及び関係部局への質問

審査結果：内部統制推進部局で重点的に対応する必要があると判断したリスク（現金等管理の不備）及び監査事務局で優先度が高いと判断したリスク（委託料に関する事務に関連するリスク等）について抽出して審査した限りにおいて、評価手続は一部適切でないと認められた。

なお、市長選挙等に係る業務に注力する必要があったため、選挙管理委員会事務局は評価範囲から除外されている。

指摘事項：一部の部局のリスク評価シートについて、対応策が抽象的であり具体性に欠けるものや、評価理由又は改善事項の記載が不十分であり詳細が不明瞭なものがあつた。

2 評価結果に係る審査

(1) 全庁的な内部統制の整備状況及び運用状況の評価結果

審査内容：市長が行った評価結果が適切かどうか。

審査手法：内部統制の記録の閲覧、内部統制評価部局への質問

審査結果：審査した限りにおいて、運用状況の評価結果は適切であると認められたが、整備状況の評価結果は一部適切でないと認められた。

指摘事項：①リスクの評価と対応において、ガイドラインではリスクを量的な重要性（発生可能性と影響度）及び質的な重要性（行政に求められる信頼性や公平性、住民の安全の確保等）によって分析するとしているところ、内部統制の手引きでは発生可能性と影響度を評価するとしており、質的な重要性による評価が欠如しているにもかかわらず、不備としていなかった。

②モニタリングにおいて、自己評価の不備事項の一部で「事務処理誤り対応処理票」を提出すべきところ、未提出の部署があつたにもかかわらず、内部統制においては改善事項が示されていることをもって不備としていなかった。

(2) 業務レベルの内部統制の評価結果

ア 業務レベルの内部統制の整備状況の評価結果

審査内容：市長が行った内部統制の整備状況についての評価結果が適切かどうか、特に、把握した不備が重大な不備に該当しないかどうか。

審査手法：リスク評価シートの閲覧，内部統制評価部局及び関係部局への質問
また，今年度の定期監査の過程で得た証拠を利用した。

審査結果：審査した限りにおいて，整備状況の評価結果は適切であると認められた。

イ 業務レベルの内部統制の運用状況の評価結果

審査内容：市長が行った内部統制の運用状況についての評価結果が適切かどうか、特に、把握した不備が重大な不備に該当しないかどうか。

審査手法：リスク評価シートの閲覧，内部統制評価部局及び関係部局への質問
また，今年度の定期監査の過程で得た証拠を利用した。

審査結果：審査した限りにおいて，運用状況の評価結果は適切であると認められた。